



三鷹市市民協働センター

ニュースレター

三鷹市市民協働センターは市民活動を応援し、民学産公の協働によるまちづくりを推進する施設です。

開催します

「まちなか農家」にみる

情報発信講座

2017 9/30 (土)
午前10時～正午

効果的 WEB活用術 **無料**

会場：三鷹市市民協働センター第1会議室

ホームページやSNSを活用することで、事務所を持つことなく情報発信からイベント開催まで様々な活動を繰り広げている「まちなか農家」。そんな「まちなか農家」の方に、ホームページとSNSの連携から効果的な活用法まで学べる講座です！

- ★講師★ まちなか農家プロジェクト 代表 苔口昭一さん
- ★定員★ 30人 (先着順)
- ★対象★ ホームページやSNSを活動や情報発信に活用したい方

注) ホームページやSNSの基礎的な説明・操作方法の説明は行いません。



「まちなか農家」は三鷹市・武蔵野市の"まちなか"でがんばる農家さんを応援したいという有志が運営するサイトです。がんばる農家さんがたくさんいるのに知らない人が多い...三鷹市や武蔵野市でも都市農業をしている農家さんがいるのは知っているけど実際に農家さんと話したことがないので話してみたい...といった声がまわりで出てました。三鷹市や武蔵野市にはがんばっている農家さんがたくさんおられます。そんな農家さんの「想いやこだわりや活動自体を届けたい」そして、農家さんと我々消費者の距離を縮め、都市で農業を営む農家さんの助けになることを目指します。

《お申込み・お問合せ》

三鷹市市民協働センター
(三鷹市下連雀4-17-23)

電話 0422-46-0048
FAX 0422-46-0148
メール kyoudou@collabo-mitaka.jp

開催します

NPO だれでも ランチカフェ

申込不要。
直接お越しください。

9/23 Open!
ランチ持参
差し入れ大歓迎!

日時: 2017年 9月23日(土・祝)11:00～14:00 場所: 協働センター 1Fミーティングルーム

市民活動のこと、楽しく語り合しましょう!

「こんなことを始めたい!」「こんな団体とつながってみたい!」
でもどうすれば? という方々にピッタリのカフェです。
ワイワイガヤガヤとにぎやかに
だれでも、いつからでも参加できる気軽な交流の場です。

主催: NPO法人みたか市民協働ネットワーク



ランチは、
ご持参
ください。

コーヒー、
お茶等
をご用意
しています。

〈1ページ〉開催します「まちなか農家にみる効果的WEB活用法」 〈2ページ〉〈3ページ〉平成28年6月、特定非営利活動促進法が改正され、平成29年4月から施行されました、開催のお知らせ「みたかかわの縁日」 〈4ページ〉チョコとあつぷる一む、助成金等の情報

平成28年6月に 特定非営利活動促進法が改正され、 平成29年4月1日から施行されました。

改正のポイント

特定非営利活動促進法改正のポイントを内閣府NPOホームページからご案内します。

内閣府NPOホームページ「<https://www.npo-homepage.go.jp/kaisei>」

～全てのNPO法人のみなさまへ～

★事業報告書等の備置期間が延長されます。

- ◆事業報告書等を事務所に備え置く期間が、「翌々事業年度の末日まで」(約3年間)から、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約5年間)となります(法第28条関係)。
- ◆所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります(法第30条関係)。

Q.いつから備置期間が延長されますか？

A.平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する書類から適用になります。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人については、平成29年度の事業報告書等から対象となります。

Q.備置期間が延長される書類には何が含まれますか？

A.前事業年度の事業報告書、活動計算書、貸借対照表、財産目録、年間役員名簿、社員名簿(前事業年度末日における社員のうち10人以上の者の氏名等を記載した書面)が対象となります(法第28条第1項の書類)。

★認証申請時の添付書類の縦覧期間が短縮されます。

- ◆所轄庁が設立認証時等に行う現行2か月間の縦覧期間について、**1か月間に短縮**され、より迅速な手続きが可能となります(法第10条第2項関係)。

Q.定款の変更や、合併の申請の際の縦覧期間も短縮されますか？

A.定款変更の申請(法第25条第5項)、合併の認証の申請(法第34条第5項)の場合の縦覧期間も同様に短縮されます。

★内閣府NPO法人ポータルサイトにおける情報提供の拡大

- ◆NPO法人や所轄庁は、NPO法人の信頼性の更なる向上を図るため、内閣府NPO法人ポータルサイトにおいて積極的な情報の公表に努めるようお願いします(法第72条第2項関係)。

(参考)内閣府NPO法人ポータルサイトご利用について

<https://www.npo-homepage.go.jp/news/160901news-npo-info>

※情報提供の拡大については、改正法の公布の日(平成28年6月7日)に施行されています。

★貸借対照表の公告が必要になります。

- ◆毎年度、**貸借対照表を公告^{注1}**する方式となり、「資産の総額」の登記が不要となります(法第28条2関係)★1
- ◆公告方法は、①官報に掲載、②時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙に掲載、③電子公告(法人のHP等)、④不特定多数の者が公告すべき内容である情報を認識することができる状態に置く措置^{注2}があります。
- ◆公告方法は、定款で定める必要があります★2

注1)貸借対照表の公告に係る規定(法第28条の2)の施行日は平成29年4月1日ではなく、**別途、政令で定める日(公布の日から2年6カ月以内)**となります。それまでは「資産の総額」の登記が必要です。

注2)「法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所への掲示」(1年間)として施行規則で規定されています。

★1 今までは、組合等登記令に基づき、法務局において資産の総額の登記を毎年変更することが義務付けられていましたが、その変更登記が不要となるかわりに、毎年貸借対照表の公告を行うことが義務付けられます。

★2 定款の「公告の方法」を変更する必要があります。

例. <変更前>この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

⇒<変更後>この法人の公告はこの法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、貸借対照表の公告についてはこの法人ホームページに掲載して行う。

Q.いつ時点の貸借対照表から公告が必要となりますか？

A.貸借対照表に係る規定の施行日を平成30年10月1日と仮定すると、平成30年10月1日以後に作成する貸借対照表が対象となります。

ただし、**平成30年9月30日以前に作成した貸借対照表で直近のもの(特定貸借対照表)についても公告する必要がある**。この場合、①施行日(平成30年10月1日(仮定))までに公告するか、②施行日以後遅滞なく公告する必要があります。

Q.どの程度の期間、公告が必要ですか？

A.官報掲載、日刊新聞紙掲載の場合は、1度掲載することで広告となりますが、電子公告を選択する場合は、約5年間、継続して公告^(注)する必要があります。

(注)貸借対照表の作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人が、平成30年度の貸借対照表を平成31年6月1日に作成した場合、平成37年3月31日まで継続して公告する必要があります。

Q.既に定款で公告方法を定めている場合、定款変更は必要ありませんか？

A.既に定款で定めた公告方法に変更がない場合は、貸借対照表の公告もその方法で行っていただくこととなります。例えば、定款に「この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。」と規定されている場合は、貸借対照表についても掲示場への掲示と官報掲載が必要となります。

貸借対照表の公告を、現行定款で規定されている方法とは別の方法とすることは可能であり、その場合は**定款変更が必要**^(注)となります。(例えば、上記の法人が電子公告を選択する場合)

(注)特定貸借対照表の公告までに定款を変更する必要があります。

～認定・仮認定法人のみなさまへ～

★役員報酬規程等の備置期間が延長されます。

- ◆役員報酬規程等を事務所に備え置く期間が、「翌々事業年度の末日まで」(約3年間)から、「作成の日から起算して5年が経過した日を含む事業年度の末日までの間」(約5年間)となります(法第54条第2項関係)。
- ◆平成29年4月1日以降に開始する事業年度の書類から適用されます。
- ◆所轄庁で閲覧・謄写ができる書類も、過去5年間に提出された書類となります(法第56条関係)。

Q.いつから備置期間が延長されますか？

A.平成29年4月1日以後に開始する事業年度に関する役員報酬規程等に係る書類及び平成29年4月1日以後に行われる助成金の支給に係る書類から適用になります。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人については、平成29年度の役員報酬規程等及び平成29年度に行う助成金の支給から対象となります。

Q.備置期間が延長される書類には何が含まれますか？

A.前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程など法第54条第2項第2号～第4号の書類及び助成金の支給を行った際の実績書類(法第54条第3項)が対象となります。

★海外送金等に関する書類が事後提出になります。

- ◆200万円を超える海外への送金又は金銭の持ち出しに関する書類については、その都度所轄庁へ事前提出が必要でしたが、金額にかかわらず、**毎事業年度1回の事後提出**となります(旧法第54条第4項等関係)。

Q.いつの時点の海外送金等まで、事前届出が必要となりますか？

A.施行日の平成29年4月1日を含む事業年度の200万円超の海外送金は従来どおり事前の書類作成、備置き、所轄庁への提出が必要となります。

例えば、4月～3月を事業年度とする法人の場合、平成29年度中の200万円超の海外送金等については従来どおり事前の書類作成等が必要となります。

★仮認定NPO法人の名称が変更になります。

- ◆「仮認定特定非営利活動法人」が「特例認定特定非営利活動法人」と変更。

Q.特例認定を受けるための基準に変更はありますか？

A.変更はありません。

Q.既に仮認定を受けている法人は、再度申請する必要がありますか？

A.既に仮認定を受けている法人は、施行日(平成29年4月1日)以後は、特例認定を受けた法人とみなされ、**有効期間は、仮認定の有効期間の残りの期間**となります。



第16回 みたか市民活動・NPOフォーラム

みたか かの縁日

2017 10/28・29(土・日)

10:00～18:00

開催のお知らせ

市民活動団体が集まる、三鷹市市民協働センターで行われる秋恒例行事。さまざまな市民活動団体が日頃の活動を発表し、交流する2日間のお祭り「みたか かの縁日」を開催します。



※時間:午前10:30~正午

(先着順)

	月日	テーマ・内容	参加費	担当	定員
①	9月4日(月)	「ベビーサイン」で楽しい子育て♪ ～赤ちゃんとお手でコミュニケーション～	1,500円 (ご夫婦参でも加同額)	Mama & Baby	8組
②	9月7日(木)	ママ腹身術エクササイズ(キック編) ～だっこしたまま、強いママ～	1,500円 (防犯ホイッスル付)	アイ・リコサイズ	6組
③	9月9日(土)	こもれび子育てサロン・ママ達のおすすめ絵本 ～おやこでほっと一息タイム～	500円 (ご夫婦参でも加同額)	NPO法人こもれび	6組
④	9月11日(月)	ベビーマッサージで親子のふれあい♪ ～赤ちゃん楽しくスキンシップしましょう♪～	1,800円 (オイル・シート代込)	NPO法人子育てコンビニ	8組
⑤	9月14日(木)	産前・産後の骨盤ケア ～知って整え、お産も産後も安心～	2,000円 (さらし付)	はっぴいまむず (助産師・整体師 谷京子)	6組
⑥	9月16日(土)	親子ヨガレッチ ～親子で楽しく動いて♪&ストレッチ♪～	1,500円 (ご夫婦参でも加同額)	Kupu-Kupu	6組
⑦	9月18日(月) 祝日	みんな一緒に「ベビーマッサージ」 ～赤ちゃんとのふれあいを楽しみましょう♪～	1,800円(ご夫婦参加でも 同額オイル・シート代込)	Mama & Baby	6組
⑧	9月21日(木)	子育てを楽しむために ～子育てコンビニメンバーとお茶会しましょう～	300円	NPO法人子育てコンビニ	10組
⑨	9月25日(月)	ヨガママで骨盤調整(ハイハイ前) ～ママの為のヨガで骨盤整えリラックス～	1,500円	花莉屋	8組
⑩	9月28日(木)	ベピースキンケア講座 & 足形バッグ制作 ～赤ちゃんの肌荒れ対策レッスン～	2,000円 (材料費込)	きらきらバース	5組

【対象】 おおむね0～3歳のお子さんを持つ親子
及び妊娠中のお母さん

(講座ごとに異なりますので、ご確認ください。)

【会場・申込み・問合せ】 三鷹市市民協働センター

※お持ち物など詳しい内容のお問い合わせ・
お申込みは当センターへ

☆全回、保育はありません。

☆お車でのご来場はご遠慮ください。

☆キャンセルされる場合は、必ずご連絡ください。

☆お菓子とお茶をご用意しています。

☆ご夫婦参加の場合は申し込み時に必ずお申し出ください。

助成金等の情報

三鷹市市民協働センターに持ち込まれた情報およびセンターで収集した情報を、市民活動に関わるものを
中心に紹介しています。詳細につきましては、各ホームページ上などで直接ご確認ください。

- ◆2017年度 子どもたちの“こころを育む活動” (お問合せ先:公益財団法人パナソニック教育財団 こころを育む総合フォーラム事務局) http://www.kokoro-forum.jp/project_kokoro/ TEL:03-5521-6100 (締切日:2017年9月29日)
- ◆2017年度国内助成プログラム未来の担い手と創造する持続可能なコミュニティ 地域に開かれた仕事づくりを通じて—A.しらべる助成 B.そだてる助成事業募集 (お問合せ先:公益財団法人トヨタ財団 国内助成プログラム) <http://www.toyotafound.or.jp/community/2017/> TEL:03-3344-1701 (締切日:2017年9月29日)
- ◆ソーシャルジャスティス基金(SJF)助成 第6回(2017年度)公募 (お問合せ先:認定NPO法人まちぼっと ソーシャル・ジャスティス基金(SJF)) <http://socialjustice.jp/p/2017fund/> TEL:03-5941-7948 (締切日:2017年9月30日)
- ◆第5回「エクセレントNPO」大賞 (お問合せ先:「エクセレントNPO」をめざそう市民会議事務局) <http://www.excellent-npo.net/> TEL: 03-6262-8772 (締切日:2017年9月30日)
- ◆元気シニア応援団体に対する助成活動 (お問合せ先:(一社)生命保険協会「元気シニア応援活動」事務局) <http://www.seiho.or.jp/activity/social/senior/guideline/> TEL: 03-3286-2643 (締切日:2017年9月30日)

■町会・自治会へニュースレターを配付させていただきます

協働センターニュースレターは町会・自治会など地域自治組織に無料で配付させていただいております。組織単位でご連絡いただければお届けいたします。町会・自治会の皆様、ぜひご検討ください。

Editor's note.

編集後記:何十年も前のこと、8月31日は1年で最も憂鬱な日でした。絵日記、工作、自由研究、読書感想文、終わらない夏休みの宿題を提出日に間に合わせるため、そこから2、3日は睡眠を惜しんでの怒涛の日々が毎年繰り返されていました。母親に叱咤され泣きながら新聞で夏休みの天気を調べたこと等々、今でもたまに夢を見ます。もちろん毎回反省し、同じ過ちは犯すまいと心に決めて夏休みを迎えますが、なぜか8月31日はデジャブのように繰り返されるのです。そして今、毎月のニュースレターの作成、発行は、改善のよい訓練になっていて、人に迷惑を掛けない程度には進歩したような気がします(ぎりぎりまで動かないという基本姿勢に変わりはありませんが)。

◆ニュースレター配布場所◆

るま・ばぐーず、グラナダ、三鷹モダンタイムス、美容室TBK三鷹店、CafeHammock、TOKYOたまものスイーツ、ハローワーク三鷹、NPO法人子ども生活・ゆめこうば、各コミュニティ・センター、各市政窓口、各図書館、その他市の公共施設、近隣市区の市民活動支援センター

発行日:平成29年9月1日

発行:三鷹市市民協働センター

(指定管理者:特定非営利活動法人みたか市民協働ネットワーク)

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀4-17-23

TEL 0422-46-0048 FAX 0422-46-0148

メール:kyoudou@collabo-mitaka.jp

ホームページ:<http://www.collabo-mitaka.jp>

開館時間:9:00am-9:30pm 受付時間:9:00am-9:00pm

休館日:火曜日(祝日は開館し、直後の平日を休館とします。)